

県政レポート

令和3年3月一般質問より

三重県議会議員 東ゆたか

災害への備えに向けて

東日本大震災の教訓

○東 豊

今年、東日本大震災から十年を迎えます。その復旧と復興から何を学び、何を教訓とすべきか、南海トラフ大地震を想定し「三重県として今後どう備えていくか」ということをお聞かせください。

女川町（宮城県）の復興は、人や環境に、景観にも配慮した復興まちづくりが成し遂げられ高く評価されました。震災後、復旧計画を策定することが重要ということで、三重県でも平成二十八年三月に復興計画を策定しました。

災害後に復興計画を策定する事が復興計画の中にも書かれており、この計画をどう活用するかがとても大事だと思います。

地震、津波に対する東日本大震災を教訓に、南海トラフの備えについて御所見をいただきました。

○知事（鈴木英敏）答弁

大規模災害がいつか発生すれば、多くの尊い命や住み慣れた町並みなど、大切なものが一瞬で奪い去られるだけでなく、被災した人々が生活を再建し、安心して暮らせるようになるまでには長い年月がかかります。

これら、突きつけられた課題を東日本大震災の教訓として受け止め、起こり得る想定をしっかりと行い、それを踏まえて災害による被害を軽減し、復旧・復興期間を短縮できるように対策を講じておくことが重要であると認識しています。

さらに、災害を歴史から学ぶことが重要であり、私たちがだけでなく、次世代にも得られた教訓を伝え、来る災害に備えておくことが求められます。

こうした教訓や課題を踏まえ、三重県として被害を最小限にとどめるため、これまでも堤防整備などのハード整備を行ってきました。

引き続き、防災・減災、国土強靱化のための

5か年加速化対策等を用いながら、事前防災・減災対策を強化し、地震、津波に対するリスクを軽減していきます。

復旧・復興期間を短縮するには、計画的に迅速な復旧、復興事業に着手する必要があります。その事前準備として、復興対策の推進の明確化を図るための手順書として、平成二十八年三月に三重県復興計画を策定しました。

今後、被災地における復興の検証や事例を、私が代表世話人を務めます南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める十県知事会議の各県とも共有して、復興の在り方についてさらに検討を進めます。

さらに、南海トラフ地震は、東日本大震災で被災した三県と同様に、人口減少下で発生することが想定されることから、早期の復旧、復興を策定するため、防災・減災対策による災害に強い三重づくりだけでなく、地方創生の推進によって、自立的かつ持続的な地域を目指していきます。

そして、日常生活の中で、防災が特別なものではなく、当たり前のようになり込んでいて災害対応力が養われているといった防災の日常化の定着を図るとともに、災害の教訓を次世代に

震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、女川町に甚大な被害をもたらしました。災害廃棄物量は推定44万4000トン、これは町内の通常廃棄量の約115年分に及びました。

■地震・津波の概要

- 発生日時：平成23年3月11日 14時46分頃
- 規模・震度：M9.0 震度6弱
- 津波被害の概要：
 - ・最大津波高：14.8m(港湾空港技術研究所調査)
 - ・浸水区域：320ha(国土交通省被災状況調査)
 - ・被害区域：240ha(宮城県発表値)
- 町人口：10,014名(H23.3.11時点)
- 死者：574名(H27.5.11現在)
- 死亡認定者：253名(震災行方不明者で死亡届を受理された者)
- 住家被害数：
 - ・総数：4,411棟
 - ・全壊：2,924棟(66.3%)
 - ・大規模半壊：149棟(3.3%)
 - ・半壊：200棟
 - ・一部破損：661棟(15.0%)
 - ・避難状況：最大25カ所 5,720名(H23.3.13時点)
 - ・二次避難：延べ360名



女川町の震災復興（女川町内看板資料より）

備えていたことしか、役には立たなかった。備えていただけでは、十分ではなかった。

災害対策本部本部心構えより



女川町の復興進捗の様子

復興計画をつくった同じ年の平成二十八年八月には、三重県地震・津波の低減に向けた都市計画指針もつくられています。その後、令和2年度改定予定の都市計画区域マスタープランについて、地震、津波への対応どのように都市計画に反映されているのかお尋ねします。

○真鳥明光 国土整備部長

県としては、改定した都市計画区域マスタープランの内容が、今後、各市町が決定する市町マスタープランに的確に反映されるよう、市町

復興計画をつくった同じ年の平成二十八年八月には、三重県地震・津波の低減に向けた都市計画指針もつくられています。その後、令和2年度改定予定の都市計画区域マスタープランについて、地震、津波への対応どのように都市計画に反映されているのかお尋ねします。

○真鳥明光 国土整備部長

県としては、改定した都市計画区域マスタープランの内容が、今後、各市町が決定する市町マスタープランに的確に反映されるよう、市町

復興計画をつくった同じ年の平成二十八年八月には、三重県地震・津波の低減に向けた都市計画指針もつくられています。その後、令和2年度改定予定の都市計画区域マスタープランについて、地震、津波への対応どのように都市計画に反映されているのかお尋ねします。

○真鳥明光 国土整備部長

県としては、改定した都市計画区域マスタープランの内容が、今後、各市町が決定する市町マスタープランに的確に反映されるよう、市町

どの会議などの場で積極的に働きかけを行っていきま

○東 豊

市町と連携してやるというところですが、真にその気にならないと、都市計画を変えていこう、リスクの高いつら具体的な議論にまで及ばないと思います。

さらに、事前復興計画は高台移転や集団移転へと具体的に近づいていくのだと思います。今年から事業推進に、UR（都市再生機構）に委託することが認められ、また補助と地方財政措置をあわせて九十四％を国が負担するようになりました。ご所見を伺わりたい。

○真鳥明光 国土整備部長

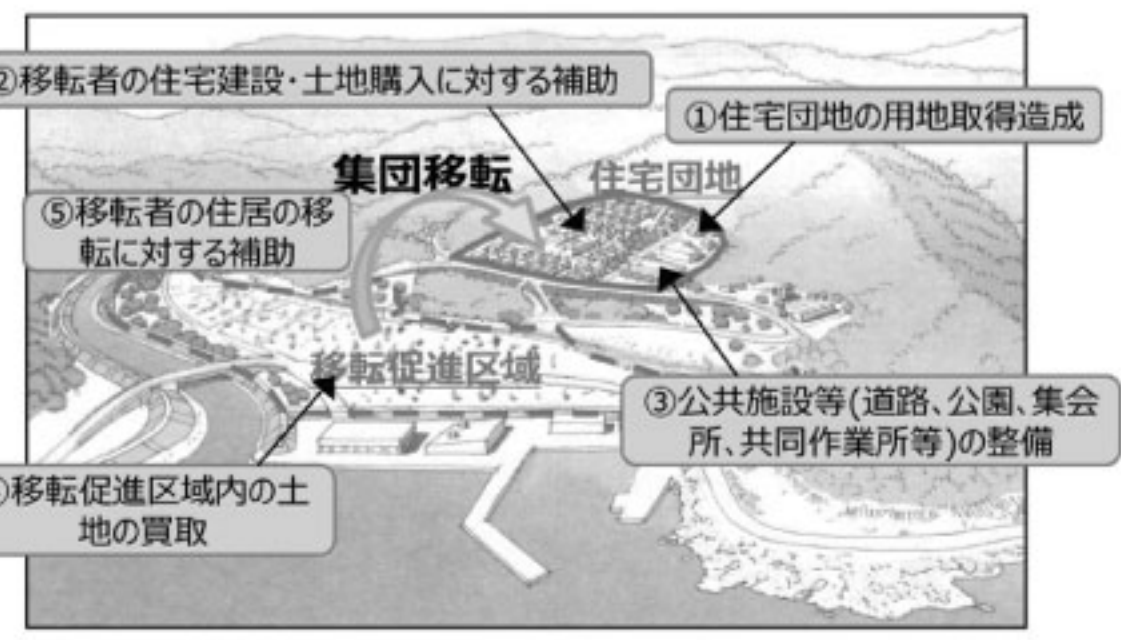
県としては、市町において高台移転に取り組みされる場合には、防災集団移転促進事業の活用を積極的に働きかけるとともに、制度に係る国からの情報や事業実施に向けての課題を市町と共有しつつ個別に相談に応じるなど、市町の防災意識の高揚に資する取り組み支援を行っていきます。

○東 豊

積極的に、高台移転も含めて、災害が発生する前の備え、すなわち事前防災、事前復興への取り組みを進めるべきだと考えますがご所見伺わりたい。

○真鳥明光 国土整備部長

将来的には、復興事前準備の考え方を都市計画に反映させることも考えながら、まずは研修内容をしっかりと拡充させて、復興事前準備に対する市町職員の理解を深めていきたいと考えています。



防災集団移転促進事業の概要(国土交通省資料より)

補助と地方財政措置をあわせて約94%が国の負担

国庫補助金 3/4

一般補助施設整備等事業債(充当率90%)	一般財源
元利償還の80%を特別交付税措置	
50%を特別交付税措置	

■：国の負担分 ▨：地方の負担分

地方財政措置

- 1) 地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象(充当率90%)。その元利償還金の80%を特別交付税措置。
- 2) 一般財源分についても50%を特別交付税措置。

※⑥事業計画等の策定に必要な経費についても同様。

安心して産み 育てられる環境について

○東豊
国において生育基本法が成立し、産後ケアについても充実してきました。しかしまだまだ現実には、産前産後の子育てや母体の回復に苦勞されている方が多くいらっしゃいます。とくに宿泊型産後ケアについては利用率が非常に少ない状況ですが現状認識をお伺いします。

○大橋秀子とも・福祉部長
産後ケア事業の実施には地域差が大きくなっています。対象時期を産後1年とするためには、予算措置だけではなく、受入施設の開拓が必要で、地域をまたいだ広域的な体制整備を促進していきます。

また、市町の産後ケア事業の対象とならない方に対しては、県がこれまで取り組んできた出産・育児支援体制である「出産・育児まるごとサポートみえ」の充実を努めていきます。

○東豊
聴覚スクリーニングは、聴覚障害を新生児期に発見することで、発育や発達をサポートを早期に開始するためのきつかけとなる検査ですが、三重県では年間の出生児1万2千人のうち千人程度が受けていないのが現状です。

課題は二つあると思われます。一つは、市町における検査料（約五千円程度）の公費負担がないところがある。あつても、非課税世帯や生活保護などということですが、あまり注目をされてないところですが、大切な検査だと思えます。

聴覚に障がいがあるとコミュニケーションの形成や言語発達の面で生育に遅れがみられ、早期発見し早期援助が必要です。もう一つの課題は、検査機器が高額で必ずしもすべての出産施設が検査機器を保有していない状況という事です。整備の制度で国が半分、県が半分というのがありますが、三重県としてその制度を採用し、検査機器の整備ができるよう対策を取っていただきたい。

○大橋秀子とも・福祉部長
新生児聴覚スクリーニングを実施することは、聴覚の早期発見、早期療育につながり、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られ、ひいては、子どもの健全な成長や将来の社会参加につながります。

実施率のさらなる向上に向けて関係者に十分周知するとともに、市町に対し受検状況、課題を把握し、実施率の向上につなげるよう働きかけていきます。また、費用負担の軽減も必要と考えられ、公費負担による支援を市町に働きかけていきます。



新生児聴覚スクリーニング検査の様子(コウノドリ2017 TBSオンデマンドより)

コウノドリ(2017)【TBSオンデマンド】、シーズン1、エピソード#1.赤ちゃんは未来生まれること、そして生きること

○東豊
熊野古道世界遺産登録二十周年が、令和六年に迎えます。周年事業をする上、人的ネットワークが拡がり、連携態勢が築かれます。二十周年は今後の発展性も考慮し特に人材育成を主眼に置いた取り組みをしていきたいです。

○横田浩一地域連携部南部地域活性化局長
今後、二十周年に向けて、人の育成というのには非常に大事だと思っています。感度が高く多角的な視点とバランス感覚を持つ人材が必要ですので、その人材を育成するに合わせた方法論について検討を進めていきます。

○東豊
熊野古道は平成十六年に世界遺産登録されましたが、平成十五年にアキシヨンプログラムがスタートしました。保存と活用がメインテーマ。十七年にはアキシヨンプログラム二、二十年には追記編、二十七年にはアキシヨンプログラム三が発表されています。

その後年数が経過したので、追記あるいはプログラム四をつくらなければならないという思いがあります。

○横田浩一地域連携部南部地域活性化局長
思います。

スヘインのバスケット州との協力連携に関する覚書の締結や、新型コロナウイルス感染症の終息を目標としたヒルド・バック・ペター(より良き復興)、デジタルトランスフォーメーションの進展といった社会の変化があります。

こういった内容を(現行の)プログラム三に反映させ、これからの熊野古道に関わる人々の保全と活動のよりどころとなるアキシヨンプログラムとなるように見直しを進めていきたいと思います。

○東豊
価値を知るとか深めるといった意味で、二十周年には国際会議をぜひ招致して欲しいと思えます。国際会議を招致するにあたっては、G7伊勢志摩サミットをやった経験からまさにそのとおりだと思えます。

○東豊
世界遺産巡礼路をテーマに国際会議の招致を要請

五周年のときのシンポジウムも奈良と和歌山と連携してやりましたので、二十周年の事業についても、まず奈良と和歌山と連携して、国際会議の招致を要請しようというのをやってみようかと思えます。

○東豊
その中で、イコモスと連携するのがいいのか、あるいはバスケット州と連携するのか。いずれにしても、熊野古道を愛する全ての人が喜んでいただけるような二十周年事業になるように、しっかり議論していきたいと思えます。それと国際会議が人材育成につながるというのは、G7伊勢志摩サミットをやった経験からまさにそのとおりだと思えます。

東紀州地域ビジョンをどう実現するか

○東豊
公共土木施設の文化的景観について

欧米では文化の1%システムというのがあり、日本でもインフラツーリズムは評価をされている状況です。土木、行政の視点からすると課題もあるが、一歩前に進める必要があると思えます。

熊野古道世界遺産については、江戸から明治にかけて、それこそ公道であつて、道そのものが土木的な重要な存在であるわけです。今後、東紀州に限らず三重県で実施する公共土木施設に文化的な要素を入れ込むという点について御意見を伺いたい。

○水野興士整備部長
社会資本整備を実施する際に、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を生かした取組を入れていくことは、今後の社会資本整備にとって大切な視点であるというふうに考えます。例えば、フランスでは、高速道路の建設に際して事業費の1%を景観等に



熊野街道沿いのパブリックアート

充てる政策が導入されております。アメリカでは、景観、歴史、自然、文化等の観点で道路の評価を行って、優れた道路はルート指定、そして、予算措置を行うシーニック・ハイウェイといったような法律がございます。日本では、アメリカの仕組みを参考に、日本風景街道という仕組みが二〇〇七年に導入されて、今では全国で百四十四ルート指定されています。三重県でも、伊勢熊野みち外三ルートについて指定されていますが、



組織の高齢化、活動資金の不足等の課題が全国的にもあり、今後、さらなる活性化に向けた支援が必要であると考えています。また、風景街道だけではなく、公共空間のリノベーションに積極的に取り組む必要があり、まずは地域資源を生かす考え方を導入していきたいと考えています。

御質問のございました、東紀州を舞台として何をやるのかといった具体的な内容については、今後お示ししたいと考えています。



サンティアゴ・デ・コンポステーラを望むゴッソの丘より